

2017年度事業計画書

一般社団法人 コンテンツ海外流通促進機構

(CODA)

〔はじめに〕

2017 年度においては、従前のおり、海外におけるわが国コンテンツの正規流通の促進と知的財産を侵害する不正流通の排除を目的に諸事業を積極的に推進する。

今日のオンライン上の著作権侵害は、もはや完全に排除することは不可能である。そのため求められる対策は、被害をいかに早く発見し、その被害の拡散をいかに早く防ぐことができるかにかかっている。その課題に向けて本年度は、オンライン侵害対策の強化として、前年度実施したテレビ放送時からのフィンガープリント生成に際し、音のフィンガープリント生成も加えるとともに、成果を収めた人的モニタリングを増強するなどして総合的かつ網羅的な監視体制を構築し、侵害動画の早期発見・削除を進めていく。

海賊版対策としては、2011 年 11 月から未だ解決することのできない上海市長寧区に存在する日本人向け海賊版販売専門店 4 店舗に関して、その排除に向け上海市公安局との間で具体的調整を進めていく。

なお、国内法整備として、「リーチサイト」について、みなし侵害行為として明文化するよう著作権法の改正を要望するとともに、改正後の体制についても検討する。

〔事業計画〕

1. 知的財産侵害対策に係る国内外の産業界・団体及び政府機関との連携

(1) 国内の産業界、団体との連携促進

- ① 模倣品・海賊版等の海外における知的財産侵害問題の解決を目指す企業・団体の集まりである国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）へ参加し、知的財産侵害問題に関する情報の交換及び共有を図るとともに、その成果をコンテンツ業界に広く提供し、各企業等が実施する海賊版等知的財産侵害対策の一助とする。
- ② 国内における海賊版・偽ブランド品等の侵害対策に積極的に取り組んでいる不正商品対策協議会（ACA）との連携を強化し、ボーダレス化するコンテンツ侵害に対して、国内外を問わずにワンストップで対処するべく検討・協議を深める。
- ③ わが国コンテンツ業界に対する侵害対策のノウハウ蓄積と侵害対策支援を目的に、当機構が運営する「CJ マーク委員会」、「法制度委員会」、及び「法制度委員会拡大著作権等勉強会」のほか、著作権に関連する団体を対象とした「団体連絡会」を定期開催して、最新情報の共有等に努める。また、「エンフォースメントWG」を通して国境を越えて複雑化するオンライン侵害に対して直接対策・間接対

策・自動コンテンツ監視・削除センター（以下、「削除センター」という）の運営等に関する検討・協議を深め対策に資する。

(2) 海外政府機関及び海外権利者団体等との連携

- ① 国際的に海賊版をはじめとする知的財産侵害対策に積極的に取組んでいるハリウッド6大メジャー映画会社で組織されるMPAA/MPA(アメリカ映画協会/その海外部門)で、オンライン侵害対策に関する連携強化を深化することを目的に定期協議を開催する。また、必要に応じMPAの協力のもとで先進的な活動を実施する国・地域の視察を実施し、グローバル化するオンライン侵害対策に関する最新情報の入手・共有に努める。
- ② 東アジアの産業界、団体及び政府機関等（中国：国家版權局、新聞出版広電総局、公安部、商務部、工業和信息化部、文化部及び文化市場行政執法総隊、IFPI(国際レコード産業連盟)、香港：知的財産権局及び税関、台湾：内政部警政署、文化部影視及流行音楽産業局及び經濟部知的財産局、韓国：文化体育観光部、KCC(韓国著作権委員会)、KCOPA(韓国著作権保護院)等）との関係構築を図り、情報共有等を通じて連携強化を目指す。また、日中韓文化コンテンツ産業フォーラム等の官民合同国際会議を活用し、知的財産権侵害対策に係る国際協力を推進する。
- ③ 東南アジアの産業界、団体及び政府機関等との関係構築を図り、情報共有等を通じて連携強化を目指す。また、経済産業省事業「ACBS(アジア・コンテンツ・ビジネスサミット)」等の官民合同国際会議へ参加し、国際協力を推進する。さらに、文化庁事業「侵害発生国における著作権普及啓発のためのネットワーク・プラットフォームの形成」の各メンバー国とわが国と当該国著作権管轄政府機関及び関連団体等との間で、利用価値のあるネットワーク・プラットフォームを構築する。当該国の問題点を把握し当該国のニーズに即した著作権の普及啓発イベント・セミナー等を実施するなどの支援を行う。総務省事業である「日・ASEAN諸国ワークショップ」の日本国内での実施運営およびタイでの実施についてサポートを行う。
- ④ 著作権や日本コンテンツに関する情報を提供することで、日本コンテンツの知的財産侵害対策の実効性を高めることを趣旨とする「トレーニングセミナー」（文化庁受託事業）を中国、香港、台湾、インドネシア、マレーシア、ベトナム、タイで権利執行機関職員や法曹関係者を対象に実施する。

2. 知的財産侵害対策への具体的支援

(1) 販売店及び電子商取引サイト（EC サイト）での海賊版 DVD/CD 対策

- ① 既に当機構が共同エンフォースメントを実施する地域（中国、香港、台湾）においては、日本コンテンツの侵害実態（著作権・CJ マーク商標権侵害等）の最新情報を継続的に把握し、精査のうえ効果的な共同エンフォースメントを実施する。このうち、特に日本コンテンツに関する侵害が顕著な事例（前記上海市など）等については集中的に対応することとし、わが国政府機関との連携を強化して当該地の政府機関に対して取締り強化の要請等を行う。本事業の実施においては MPA 及び現地関係者等との連携に基づき実施する。
- ② 電子商取引を悪用した海賊版販売事業者や違法配信事業者等のうち、特にわが国消費者（顧客）を対象として行われている侵害行為については、直接対策を検討し、必要に応じて対策を講じていく。
併せて、わが国の警察、税関及び不正商品対策協議会等と連携し、これら侵害行為についての国内外における対策強化を図る。
- ③ 悪質な侵害者に対しては、行政手続・刑事手続のほかに民事手続も想定したうえで総合的対策を検討し、必要に応じて適切な対策を実施する。
- ④ 日本コンテンツの海賊版 DVD/CD を購入しているのは、在外日本人が多いことから、必要に応じて、在外の日本人に対する広報・普及啓発を検討し、実施する。

(2) インターネット上の海賊版コンテンツ対策

(A) 直接的な対策について

- ① 現在運用する「削除センター」の機能を強化し、権利侵害動画の早期発見・削除の実現のために、前年度に引き続き TV 放送の SI 情報（各放送局の公式番組情報）から、直接フィンガープリントを生成するとともに音のフィンガープリントも生成し、迅速かつ照合漏れのない総合的な実証実験を行い、その有用性を検討する。また、昨年度に大きな成果を上げた人的なモニタリングを継続・強化して、対象作品数および対象サイト等を拡大する。これら施策を上手く連動し運用することを試験的に実施し、最も効果的かつ効率的な対策を検討する。
- ② MPAA/MPA との連携により、米国及び EU における共同エンフォースメントなど効果的な対策を検討し、わが国コンテンツ侵害対策の参考とする。併せて、アジア地域においては、アジア各国・地域のサイトブロッキング等を活用した具体的な

エンフォースメントの実施を検討する。

- ③ ASEAN 諸国で日本コンテンツのビジネス展開が進んでいるインドネシア、マレーシアの2カ国を対象に、その障害となる権利侵害に対して、該当国政府機関等と連携してエンフォースメントの実施を検討する。
- ④ 中国語表記（中国人向け）のサイトを対象としたデジタル出版物（コミック、文芸作品、雑誌など）については、インターネット上の侵害に対する監視・削除の実証実験を継続実施する。併せて、中国国内の日本の正規ライセンス等との協力についても検討し、より効果のある方法を検討する。
- ⑤ 悪質なサイトに関して、関係権利者等と共有するためのブラックリストを作成・更新をする。そのリスト掲載の悪質なサイトについて、各対策（行政手続・刑事手続・民事手続等）等の可能性を検討し、必要に応じて可能な範囲でこれを実施する。また、ブラックリスト作成・更新のために、マンガ及びアニメ対策事業で具体的対策を講じる侵害対策ベンダーより情報提供を受ける体制を構築することを検討する。
- ⑥ ホワイトリスト（正規配信コンテンツリストまたは権利行使可能作品リスト）の整備を検討し、権利行使や正規流通促進のサポートのための基本情報とする。併せて、関係者の調整および情報収集・更新の体制構築を検討する。

(B) 間接的な対策について

- I. 直接的な侵害対策を補完することを目的に、以下の間接的な対策を検討し、必要に応じて実施する。
 - ① 検索結果表示の停止要請として、Google 等の検索エンジン提供事業者に対して「削除センター」等により発見された違法コンテンツについて、検索結果に表示しないように要請する。そのうち Google より提供を受ける「TCRP (Trusted Copyright Removal Program for Web Search)」に関して、権利者が検索結果表示抑止要請を容易にできるようにするインターフェースを構築する。
 - ② 平成 28 年度「知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業（知的財産権侵害対策強化事業）」にて実施した「現在のインターネット上の広告に関するシステム及びビジネス等の実態調査」を踏まえて、わが国のオンライン広告事業者や広告主の業界団体と効果的な対策を検討する。

- ③ スマートフォンアプリへの対応として、権利者から通報等のあった権利侵害を行うスマートフォンアプリについて、Google 及び Apple に対して削除を要請する。
- ④ フィルタリング対象サイトの拡大として、既に協力関係にあるシステムセキュリティソフト会社に対してサイトの情報を追加提供する。
- ⑤ 決済処理の停止・口座凍結の要請として、権利者からの通報により有料で違法コンテンツを提供しているサイト等が発見された場合に、一般社団法人全国銀行協会や各銀行等と協力して当該口座の凍結を要請する。

3. 日本コンテンツの知的財産権侵害の実態に関する調査、システム構築及び活用の検討

MPA/MPAA を組織するハリウッドメジャー6社の技術検証研究機関である MovieLabs が保有している全世界的な海賊版トラフィック情報の内、アジア地域での侵害情報の整備に協力すると共に、MovieLabs が保有するデータから日本コンテンツの侵害に係るトラフィック情報等を可視化し、侵害実態の世界的な把握と正規流通促進の基礎データとして活用するためのシステムを実験的に構築する。MovieLabs の可視化システム(BI システム)は、当然のことながらハリウッド映画を対象に設計されていることから、わが国コンテンツ用に向けた正確かつ迅速なシステムを確立するべく実証実験を行う。

4. 新たな知的財産権侵害対策を検討するための基礎資料となり得る情報の収集・分析

- ① 日本コンテンツの被害実態を集約・分析し、迅速な共同エンフォースメントを目的とする仕組み(「オンライン総合対策センター」)の構築を目指す。具体的には、既存の削除センターのシステムを利活用して侵害情報及び侵害対策情報の収集と情報発信、共有の仕組みを検討し、可能な範囲で当該仕組みを構築する。また、それにより得た情報に基づき、侵害対策等の効率化を図ると共に、新たな対策を検討する。
- ② コンテンツに関連するキャラクター侵害実態に関する調査と対策を実施する。マンガやアニメ等に関連するキャラクターの知的財産権侵害対策の基礎資料とする調査を実施する。当該調査の結果に基づき、キャラクターグッズに係る侵害に有効な対策を検討し、可能な範囲で実施する。併せて、海外イベント等で侵害キャラクターグッズが販売されている状況も散見される事から、これらも調査・対策の対象として検討する。

- ③ 海外における日本コンテンツの市場調査を行う。知的財産権侵害対策に資するため、主要国及び参考国における日本由来コンテンツの市場規模等について最新の推計値を算出する。なお、調査対象国及び推計手法等については経済産業省と相談の上決定する。

5. 日本コンテンツ（マンガやアニメ等）の知的財産権侵害対策基盤の整備

【Manga-Anime Guardians Project (MAGP) 事業】

以下の MAGP が実施する事業を支援する。

- ① 日本コンテンツ（マンガやアニメ等）の知的財産権侵害対策における削除要請等の仕組みの効率化を図る。民間企業等が実施している知的財産権侵害対策における削除要請等の取組みを効果的なものにするために、最も効率的な仕組み（将来的に各社で共通したプラットフォームを利用可能にする仕組み）を検討するために、実際に削除ベンダーを介して削除要請を実施しながら検討する。実施にあたっては、ネット環境とユーザー動向の変化を考慮し、影響のある権利侵害を対象に選定して実施する。
- ② 悪質なサイトやサービス等に対する法的措置の検討を実施する。日本コンテンツの権利者の削除要請に応じない等の悪質なサイトやサービス等の情報を権利者と共有する。その上で、最も悪質と思料されるサイトやサービス等を特定し、それらに対する法的措置を検討し、必要に応じて実施する。
- ③ 一般ユーザーに対する広報・普及啓発活動の検討を実施する。前年度に引き続き、日本コンテンツの正規流通を促進するため、一般ユーザーに対して知的財産権保護を普及啓発する。教育プログラムの策定、普及等の活動を検討し、必要に応じて実行する。
- ④ 正規版の流通促進に寄与するデータベース構築の実施可能性を調査する。日本のコンテンツ（マンガやアニメ等）の正規版配信サービスの利用促進を図るため、配信サービス及び配信作品に関するメタデータベースを構築し、ホワイトリストとして活用することが有益であると思料し、日本のコンテンツ（マンガやアニメ等）に係るメタデータベース構築の可能性を調査する。但し、将来的に実現可能な枠組による運営体制を前提として調査を実施する。

6. その他の国内及び海外における取組み

- ① わが国政府に対して、リーチサイトの制度的対応に関する要望活動を行う。刑事手続きを前提に、「①著作権・著作隣接権を侵害する違法コンテンツの拡散を助長する目的をもっていること」、「②著作権・著作隣接権を侵害する違法コンテンツであることの情を知っていること」の2要件を満たし、当該コンテンツにリンクを貼って公衆を誘導する行為を、著作権法改正により同法113条の「みなし侵害」行為として明文化し、刑事罰の対象とすることを要望していく。
- ② わが国コンテンツ企業と海外コンテンツ事業者等との間における正規流通及び侵害対策の促進等を目的とした直接協議の場として、必要に応じ国内または現地においてビジネスマッチング等の開催を検討する。
- ③ 中国・韓国等の東アジアのUGCサイト等について、運営事業者ごとに会社情報・正規ライセンス状況・知的財産保護への取組み等を報告する「サイト評価レポート」を作成・頒布し、正規配信許諾の促進に活用する。
- ④ 国内外の一般消費者に向けた広報として、共同エンフォースメントに係るニュースリリースや不正商品対策協議会等が主催するイベント等への出展協力を推進する。併せて、特に海外での一般消費者啓発の側面から効果が高いと思われるイベント等への出展協力を推進する。
- ⑤ アジア地域における海賊版等知的財産権侵害の事例、訴訟等の対応策、法改正等の動向等に関して、「CODA北京センター」および関係機関等を活用して情報収集を行い、ニュースレターやホームページ等を通じて、わが国コンテンツ業界等に広く発信する。
- ⑥ 必要に応じて海外から先進的な取組みを行っている関係者を招聘し、知的財産権侵害等に係るセミナーの開催等を実施する。
- ⑦ (株)イマジカデジタルスケープと共同で就活セミナーを実施し、コンテンツ業界の人材発掘をサポートする。
- ⑧ 京都府、京都市のコンテンツ業界活性化のための雇用促進の一環として、ビジネス促進事業をコンソーシアムの一員として実施する。

以上